

代金引換郵便物による送りつけ商法

2013年9月15日号

主に健康食品の送りつけ商法のトラブルが増加しています。

この商法に利用されている代金引換配達サービスは、宅配業者だけでなく、郵便局においても「代金引換郵便物」「代金引換ゆうメール」「代金引換ゆうパック」などの名称で提供されています。

これらの代金引換郵便物をいったん受け取ると、その後の代金返還の申し出には応じてもらえませんので、安易に受け取ることはやめましょう。

トラブルにあわないためには、受取人本人が注文したものかどうか、差出人や商品名を確認してから受け取ることです。注文したものかどうか不明の場合は、「受取保留」とし、持ち帰ってもらいましょう。保管期間は配達日翌日から7日間です。注文していない場合は「受取拒否」をしましょう。